

令和6年度 母子保健指導者養成研修

「母子保健の動向とこども家庭センターの
効果的な実施に関する研修」

こども家庭センターに期待される 母子保健機能の役割

公益社団法人母子保健推進会議 佐藤 拓代

母子保健法

第一条(目的) この法律は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

第二条(母性の尊重) 母性は、すべての児童がすこやかに生まれ、かつ、育てられる基盤であることにかんがみ、尊重され、かつ、保護されなければならない。

第三条(乳幼児の健康の保持増進) 乳児及び幼児は、心身ともに健全な人として成長してゆくために、その健康が保持され、かつ、増進されなければならない。

第四条(母性及び保護者の努力) 母性は、みずからすすんで、妊娠、出産又は育児についての正しい理解を深め、その健康の保持及び増進に努めなければならない。

2 乳児または幼児の保護者は、みずからすすんで、育児についての正しい理解を深め、乳児又は幼児の健康の保持及び増進に務めなければならない。

第五条(国及び地方公共団体の責務) 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持増進に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持増進に関する施策を講じるに当たっては、当該施策が乳児及び幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意するとともに、その施策を通じて、前三条に規定する母子保健の理念が具現されるように配慮しなければならない。

人生と子ども

- ・メンタルの不調
- ・経済苦
- ・DV
- ・育てにくい子ども
- ・支援を要する家族等
子育て負担大

- ・大人から受容された育ちか
- ・対人関係の問題は無いか
- ・社会的スキルのレベルは
- ・困難に対応できていたか
- ・SOSを出せて、人間に頼れる力があるか

これまでの
人生

- ・どのような人間に惹かれるか
- ・出会いたいきさつはどうか

子育て中
に判明する
疾病

子育て

パートナーと
の出会い

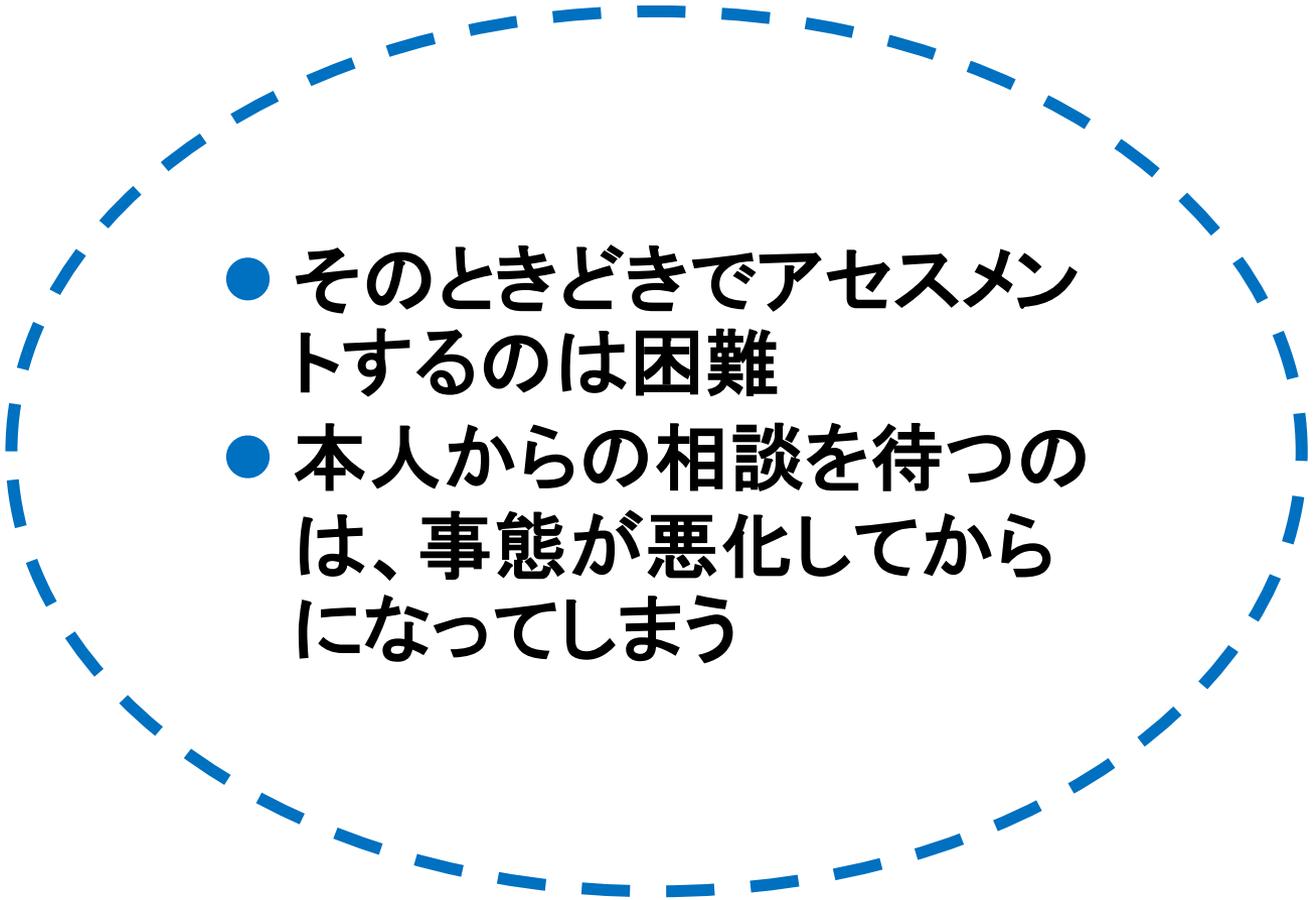
- ・先のことが考えられか
- ・情報収集・選択ができるか
- ・決定・実行できるか
- ・子どもを受容できるか

出産
時に判明する
疾病

出産

妊娠中
に判明
する疾病

妊娠

- 
- そのときどきでアセスメントするのは困難
 - 本人からの相談を待つのは、事態が悪化してからになってしまう

母子保健の役割は・・・

支援の隙間に落とさない、 落ち込ませない

- 利用者目線に立つと: 支援に乗りにくい状況がある、あったかもしれない
- 支援者目線に立つと: よかれと思って指導者目線で対峙していなかったか

どうしたらいいか

- 指摘することを見つけ出す出会いではなく、まず受容
- かかわりにくさのあった事例に支援した経験の共有

利用者が嘘をつかなくていい、信頼関係構築

信頼関係が つくりにくいアプローチ

- おそらく妊娠がうれしいと思う思い込みからの、最初のひとこと
- アンケートでアセスメントして支援するから、アンケート項目を把握しなくてはならない
- センシティブな項目を、関係性ができていないのに把握しようとした
- 出会いの場で、次の支援を告げずに、あとで検討してから連絡
- サービスの説明だけに終始
- 出会いが妊娠初期のみ

関わろうとしているのに 関わりにくい… どのような状況でしょうか

- ①いろいろ聞きたいことがあるのに、話に乗ってこない
- ②心配なこと、困っていることが、(あるのに)「ない」、「べつに」、という
- ③返事はいいが、改善が見られない
- ④家庭訪問や教室等の支援につながらない
- ⑤指導を家庭訪問等で確認しようとする、家庭訪問を受け入れてくれない、受け入れてくれても指導したことができていない
- ⑥子どもや保護者を医療につなごうとするが、あれこれ理由をつけてつながらない
- ⑦その他

その背景は…

- つっこまれたくない → ①②③④⑥
- 語彙を多く持ち合わせていない → ①②③
- 面倒くさい → ①②③④⑤⑥
- 隠していることがある → ①②③④⑤⑥
- 理解がしんどい → ①②③④⑤⑥
- 保健や福祉等の行政が過去に関わったことがあり、行政を否定的に捉えている → ①②③④⑤⑥

などなど(これは佐藤の独断ですが、、)

真の姿

- つっこまれずに、仲間からはじき出されずにいたい
- 真の姿はばれたくない
- 本当は毎日がしんどい、でも小さい頃からできないと怒られてきた
- 家事、育児は指導されてもできないから、指導よりは、誰かが家事、育児をやってほしい

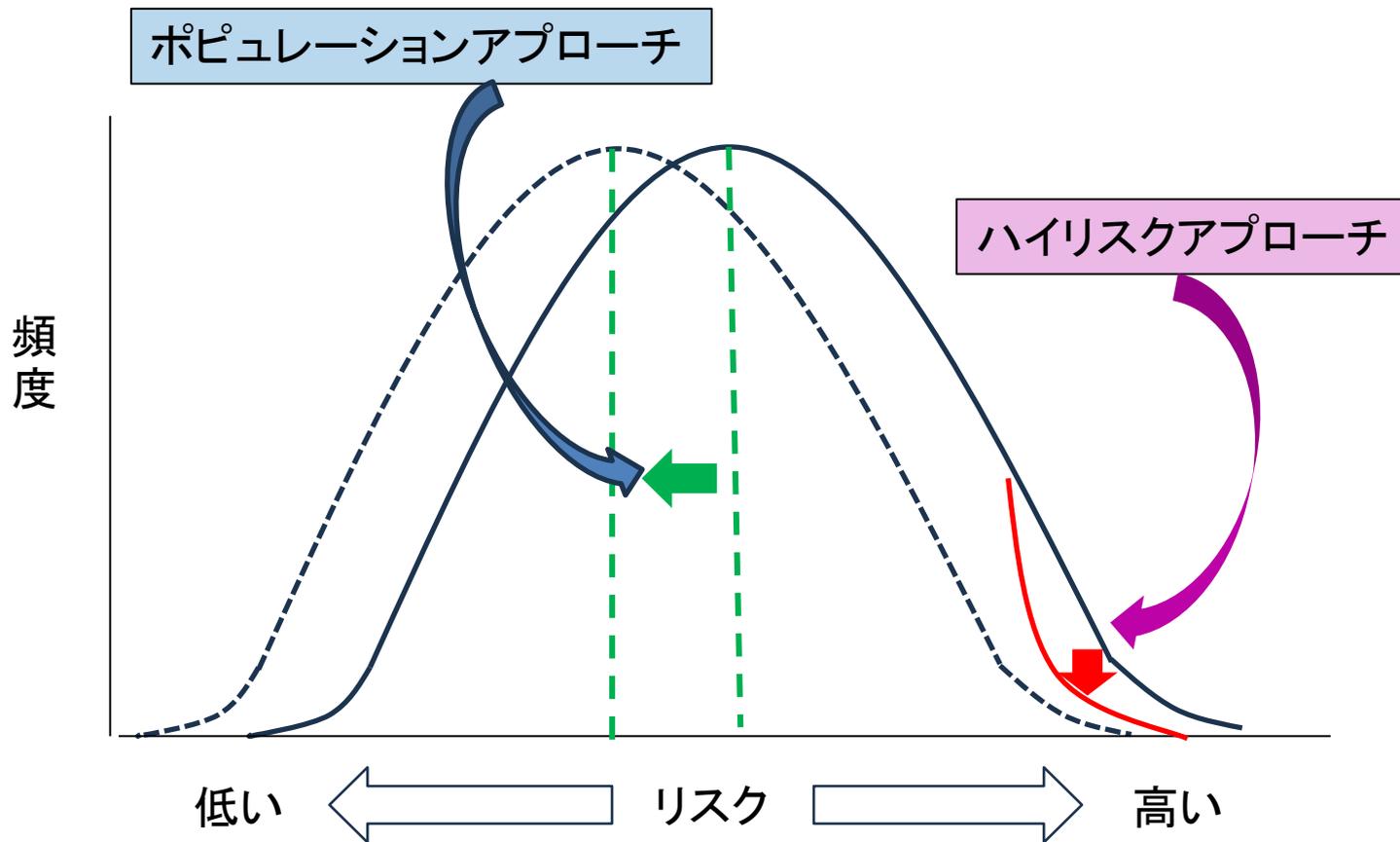
○ 養育支援訪問事業：児童福祉法

○ 妊産婦等生活援助事業：児童福祉法（※）

○ 子育て世帯訪問支援事業：児童福祉法（※）

※児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）により、令和6年4月1日より施行。

課題解決のアプローチ



ハイリスクへの集中的支援は、リスクを軽減する。しかし、生活習慣病等のように**数値で判断できない虐待ハイリスク**は、生育歴や子どもの受容等を把握して判断する必要がある。

保健とは

誰にでも

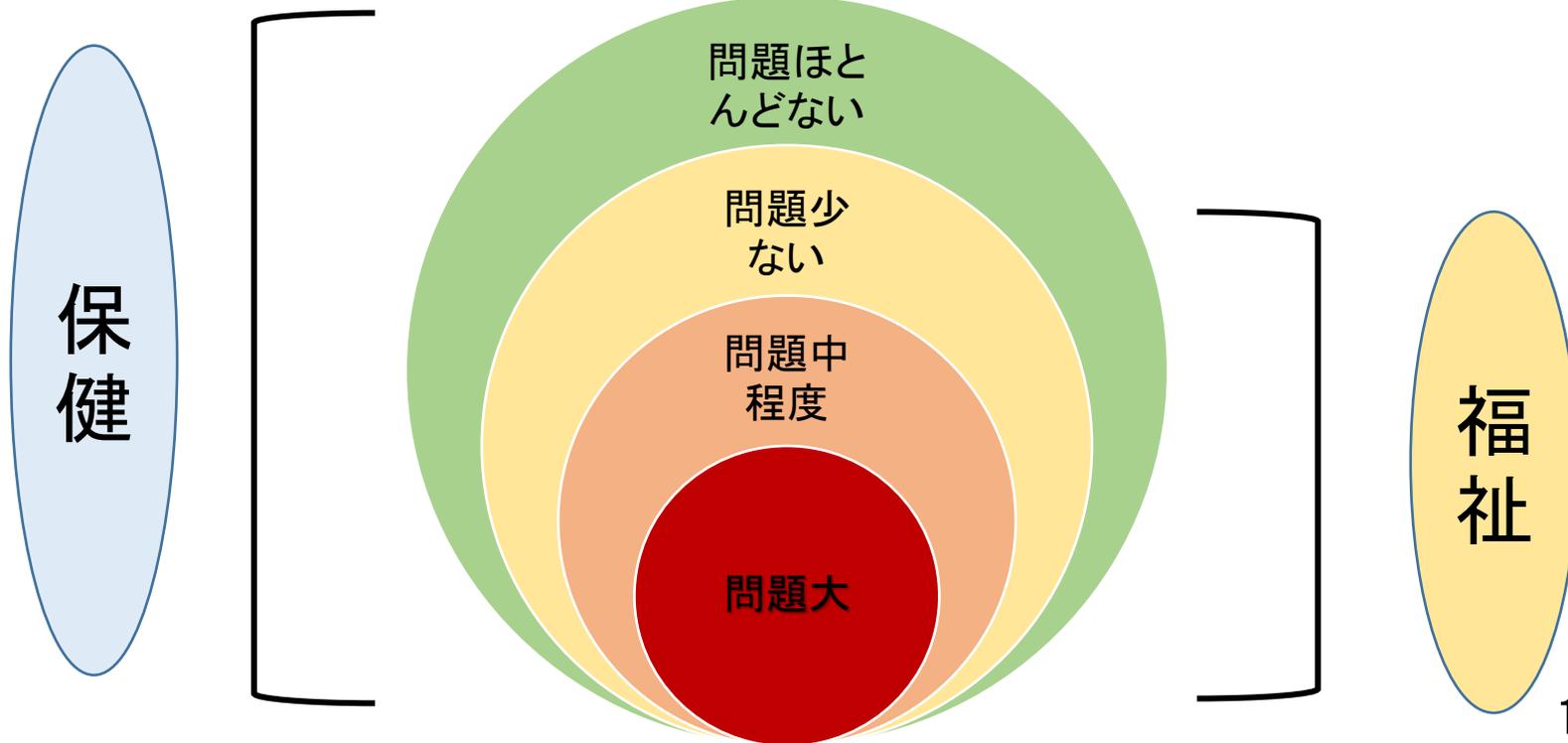
健康を守り保つこと: 各種辞書より

福祉とは

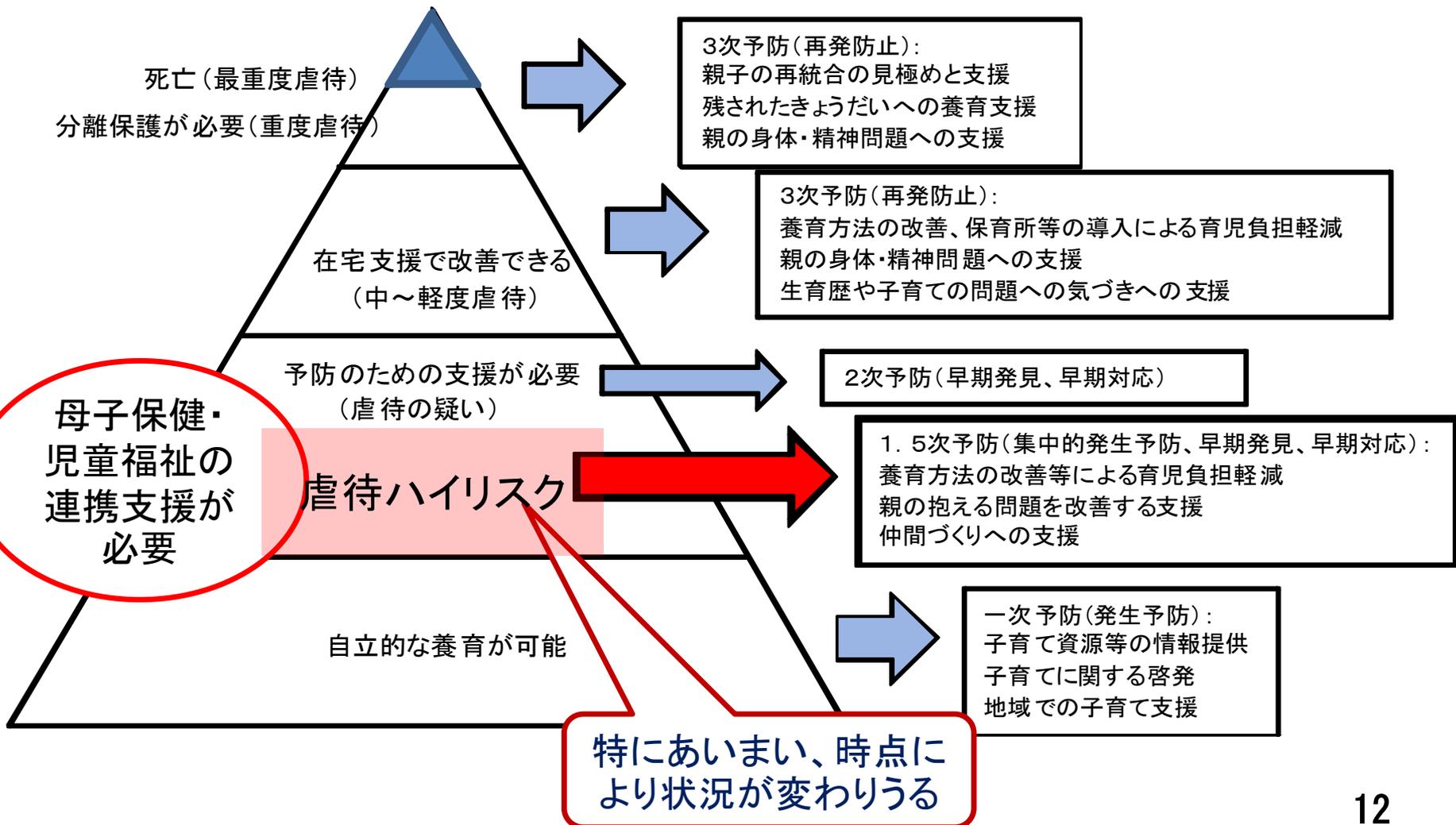
困りごとがある人

幸福。さいわい。現代では、特に、公的配慮による、社会の成員の物的・経済的な充足をいう。: 各種辞書より

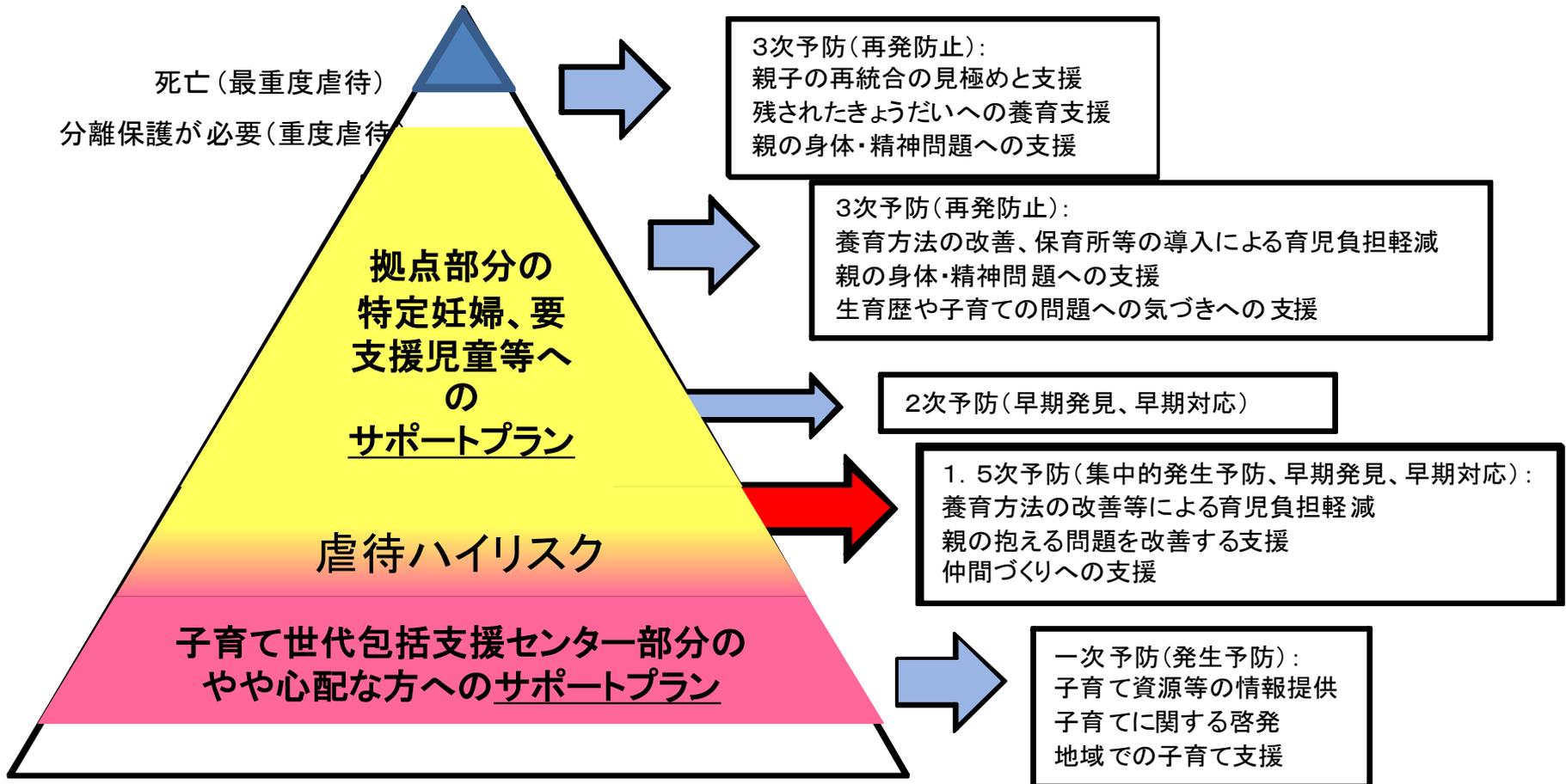
支援を要するレベル



子育てと虐待予防・ 発見・支援



令和6年度から子育てと虐待予防・ 発見・支援



こども家庭センターガイドライン

第1章 こども家庭センター(全体)

【目次】

第1節 はじめに

第2節 こども家庭センターの役割と業務
役割、業務の概要、関係機関との連携(ヤングケアラー含む)

第3節 業務実施のための環境整備
要件、実施主体、職員の確保(センター長、統括支援員、職員)、
人材育成等(人事ローテーション上の留意点含む)、施設形態、
情報の取り扱い

第4節 母子保健機能と児童福祉機能による一体的支援の実施
一体的支援の業務(主な業務、合同ケース会議の運営)、サポート
プランの作成・更新(作成の対象者、考え方、一体的支援体制にお
ける作成、作成上の留意点(妊産婦・保護者・こどもとの協働関係)、
更新・引き継ぎ)、取り組むべき事項(地域資源の開拓、障害児支
援との連携、家庭支援事業の利用勧奨・措置、「地域子育て相談
機関」の整備等)

令和6年3月30日こども家庭庁成育局長・支援局長の連名通知
「こども家庭センターガイドライン」について

家庭支援事業

子ども・子育て支援法に基づく基本指針により、
子ども・子育て支援事業計画に利用状況及び
利用希望を把握して記載

「地域子ども・子育て支援事業のうち子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業（以下「家庭支援事業」という。）」

こども家庭センターガイドライン

第2章 こども家庭センター (母子保健機能)

【目次】

第1節 こども家庭センターの理念

第2節 こども家庭センター(母子保健機能)の役割
役割、位置づけ、支援対象者、支援

初回面接時(訪問時)等の支援者である職員の姿勢、「傾聴」「共感」「承認」が重要

第3節 業務実施のための環境整備

実施体制の確保(職員配置、連携整備)、情報の管理と守秘義務の徹底、利用促進の取組、妊産婦や保護者と継続的な関係を築く取組

第4節 各業務の基本的考え方と具体的内容

こども家庭センター(母子保健機能)の主な業務、継続的な状況の把握(支援台帳含む)、妊産婦や保護者への相談対応、情報提供・助言、サポートプランの作成(対象者※、内容、評価含む)、こども家庭センターの児童福祉機能と母子保健機能の連携・協力(合同ケース会議の開催含む)、保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整(要保護児童対策地域協議会との連携含む)

次のスライド

令和6年3月30日こども家庭庁成育局長・支援局長の連名通知
「こども家庭センターガイドライン」について

サポートプランの作成(対象者※)

子育て世代包括支援センターの支援プラン 対象者と同じ

【支援プランの策定が必要と考えられる例】

➤ 妊産婦の例

- 心身の不調や病気、障害などのために、自身でサービス等の利用計画の作成が難しい場合
- 妊娠や育児への不安があり、サービスの提供を通じてより密なモニタリングが必要と判断される場合
- 転入者であったり、里帰り出産をしたことで地域との関わりが薄く、地域の活用可能な資源やコミュニティの橋渡しが必要な場合
- 日本語を母語としない妊産婦である場合 等

➤ 乳幼児の例

- 児の成長・発達が気になる場合
- 他機関からの支援要請がある場合 等

➤ 配偶者やパートナー、家庭の例

- 精神疾患等を有している場合
- 就業が不安定である場合
- 日本語を母語としない場合 等

サポートプランの評価

子育て世代包括支援センターの評価と同じ

【支援プランの評価方法の例】

- 月1回開催するケース検討会にて進行状況の確認、評価する。
- 支援対象者やその家庭の状況の変化に応じて随時プランの見直し等を行う。
- 支援対象者やその家庭のごとにモニタリング期間を設定し、評価、見直しを行う。
- 妊婦を対象とした支援の場合は原則、新生児訪問後に見直しを行う。 等

こども家庭センターガイドラインより 児童福祉機能と母子保健機能の 連携協力

児童福祉機能につなぐ必要がある妊産婦及び その家族の把握

サポートプラン作成者のうち、リスクアセスメント等によりセンター（児童福祉機能）につなぐ必要があると考えられる妊産婦及びその家庭を把握した場合は、統括支援員とも相談の上、当該妊産婦及びその家庭を合同ケース会議に報告するかを検討する。

※アセスメントシート等：国立成育医療研究センターHP

合同ケース会議の開催

合同ケース会議を開催し、統括支援員を中心として、妊産婦及びその家庭の情報や課題等を母子保健機能及び児童福祉機能の職員の双方が共有した上で、特定妊婦・要支援児童等に該当するかの判断や、当該妊産婦及びその家庭への支援方針の検討・決定を行うことが考えられるが、合同ケース会議の結果、特定妊婦・要支援児童等には該当しない場合であっても、母子保健機能・児童福祉機能の職員双方によるフォローが必要と判断された場合は、母子保健事業等の機会を活用しつつ、対象者の状況やニーズを把握し、適宜、合同ケース会議で情報共有をするなど、引き続き、母子保健機能・児童福祉機能による一体的な支援体制を構築すること。

妊娠・出産期のリスクアセスメントシート

地区名：		対象者名：		記録者			記録者			記録者		
				年 月 日			年 月 日			年 月 日		
区分	No	項目 ・該当所見には <input type="checkbox"/> にチェックを入れる ・記録日ごとにベンの色を変える	該当			該当			該当			
			非該当	不明	非該当	不明	非該当	不明	非該当	不明		
基本情報	1	妊婦の初産時の年齢が 24 歳以下										
	2	パートナーの年齢が対象となるごどもの出生時で 24 歳以下										
	3	世帯は多子家庭(多胎や養子等を含む)である										
	4	妊娠時、未婚または再婚										
	5	<input type="checkbox"/> 変化のあった家族構成 <input type="checkbox"/> 離婚・別居等の発生見込みがある										
妊娠届出	6	妊娠届出時、来所者に違和感がある										
	7	母子健康手帳の交付が妊娠 14 週以降										
妊娠までの経過	8	過去に人工妊娠中絶歴あり										
妊娠への態度感情	9	<input type="checkbox"/> 予期しない妊娠であった <input type="checkbox"/> 望まない妊娠であった										
	10	妊婦が <input type="checkbox"/> 妊娠・胎児に無関心、または <input type="checkbox"/> 否定的										
出産・子育ての準備性	11	<input type="checkbox"/> 産後の見通しに課題がある、または <input type="checkbox"/> 産後の準備ができていない										
	12	妊婦に <input type="checkbox"/> 産後の養育拒否がある、または <input type="checkbox"/> 子育てへの過剰な不安がある										
妊婦の心理	13	妊婦に以下の問題と思われる所見がある <input type="checkbox"/> 知的水準の低さ <input type="checkbox"/> 感情コントロール(衝動性・攻撃性等) <input type="checkbox"/> 社会的未熟さ(対人関係等) <input type="checkbox"/> 責任感不足 <input type="checkbox"/> 問題解決困難										
	14	妊婦に <input type="checkbox"/> 精神的不調、または <input type="checkbox"/> 精神科や心療内科の受診歴がある										
	15	妊婦が社会的ストレスを抱えている										
生活歴	16	<input type="checkbox"/> パートナーとの暴力問題 <input type="checkbox"/> 親族とのトラブル、不仲など										
	17	複雑な生育歴がある(<input type="checkbox"/> 妊婦 <input type="checkbox"/> パートナー) 逆境体験がある(<input type="checkbox"/> 妊婦 <input type="checkbox"/> パートナー)										
パートナーの心理	18	パートナーに以下の問題と思われる所見がある <input type="checkbox"/> 知的水準の低さ <input type="checkbox"/> 感情コントロール(衝動性・攻撃性等) <input type="checkbox"/> 社会的未熟さ(対人関係等) <input type="checkbox"/> 責任感不足 <input type="checkbox"/> 問題解決困難										
	19	パートナーに <input type="checkbox"/> 精神的不調、または <input type="checkbox"/> 精神科や心療内科の受診歴がある										
	20	パートナーが社会的ストレスを抱えている										
家庭環境	21	世帯に経済的困窮がある、またはその可能性がある										
	22	妊娠している子のきょうだいの <input type="checkbox"/> 育てにくさ、 <input type="checkbox"/> 養育上の課題がある										
	23	下記に関する所見がある <input type="checkbox"/> 妊婦の孤立 <input type="checkbox"/> 援助者の不足 <input type="checkbox"/> 子育てのロールモデルがない										
該当項目数												

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「母子保健における児童虐待予防等のためのリスクアセスメントとの実証に関する調査研究」(国立成育医療研究センター)から

妊娠・出産期のリスクアセスメントシート
(* 報告では7ポイントくらいが児童福祉と連携が必要な対象層か)

備考(追記情報など)

子ども虐待の対応では①

リスク → 「虐待がおこりそうかどうかの予測」

ハイリスク → 「公衆衛生における一次予防と
二次予防の中間に位置する対象」

アセスメント→「評価」 支援につながるもの

母子保健のリスクアセスメント

虐待まで至りそうかどうか判断し、予防の支援行うためのもの

児童福祉のリスクアセスメント

すでに虐待をしているまたはその疑いがあり、なおかつさらに虐待「しそう」というものについてのもの

子ども虐待の対応では②

【介入：児童福祉】

- 事実と行為の確認を権限を持った職員が実施
- 現時点の状態が重要
- 合議によるアセスメントと方針決定

【予防：母子保健】

- まずは信頼してもらう関係づくり
- 過去にどんなことがあったか、それに対しどのような行動ができたかできなかったか・・・行動変容の可能性
- 現在の状況をどのように受け止め、どのようにしようと思ってるか・・・問題認識
- 支援が入る(入った)ことの受け止めはどうか
- 支援者の臨機応変なアセスメントと支援を行い、持ち帰っての組織アセスメントで方針変更

サポートプラン（出産～子育ての例）

（利用者名）様

母親 ID : _____

作成日 : ○年○月○日

現在の状況	<input type="checkbox"/> 児の誕生日 : _____ <input type="checkbox"/> 出産機関名 : _____		お仕事 <input type="checkbox"/> 有り (<input type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 退職) <input type="checkbox"/> 無し
			里帰出産 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し
出産・子育てに関する今後の予定			
気になること 希望すること			
対象時期	<input type="checkbox"/> 出産前後 <input type="checkbox"/> 子育て期 (産後○～○か月)		
	産後1か月	2～3か月	4か月
ご自身で できること	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> ※セルフプランに準じる </div>		
ご家族が できること			
今後利用する サポート・事業			
関係機関・ 支援機関による サポート	<input type="checkbox"/> 電話 (○月○日) <input type="checkbox"/> 面談 (○月○日) <input type="checkbox"/> 保健師訪問 (○月○日) <input type="checkbox"/> XXX	<input type="checkbox"/> 電話 (○月○日) <input type="checkbox"/> 面談 (○月○日) <input type="checkbox"/> 保健師訪問 (○月○日) <input type="checkbox"/> XXX	<input type="checkbox"/> 電話 (○月○日) <input type="checkbox"/> 面談 (○月○日) <input type="checkbox"/> 保健師訪問 (○月○日) <input type="checkbox"/> XXX

次回プラン見直し時期 : ○年○月○日 (予定)

担当 : ○○こども家庭センター ○○○○

連絡先 : ○○○○

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のため、関係機関とサポートプランの内容を共有することについて同意します。

(本人署名)

(日付) 年 月 日

こども家庭センター
ガイドラインより
「母子保健機能サポートプランの例」

佐藤の挿入

児童福祉法施行規則

第1条の39の2

サポートプランの様式に含める必要がある基本項目

- ①心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童等その他の者の**意向**
- ②要支援児童等その他の者の解決すべき**課題**
- ③要支援児童等その他の者に対する**支援の種類及び内容**
- ④①②③に掲げるもののほか市町村長が必要と認める事項

〇〇さんの安全な出産をご家族と一緒に私たちもサポートをしていきたいと思います。
 そのため、〇〇さんの希望が叶なうよう、この「サポートプラン」などを使いながら、〇〇さんやご家族と一緒に考え、お手伝いをいたします。

妊婦（産婦）の名前 _____

ご家族の名前 _____

※ご家族の欄は、今後ご家族になる予定の方も含まれます。
 また、記載が必須ではなく、必要時使用する欄です。

作成日：〇年〇月〇日

現在の状況	<input type="checkbox"/> 妊娠中（妊娠 週） 出産予定日： 出産予定機関： <input type="checkbox"/> こどもの生年月日：	お仕事	<input type="checkbox"/> あり （ <input type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 退職） <input type="checkbox"/> なし
		里帰り出産	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
妊娠・出産・子育てに関する今後の予定			
	妊婦（産婦）	ご家族	
気になること			
希望すること			
妊婦（産婦）・ご家族・支援者が一緒に解決を目指していくこと			
対象時期	<input type="checkbox"/> 妊娠初期 <input type="checkbox"/> 妊娠中期 <input type="checkbox"/> 妊娠後期 <input type="checkbox"/> 出産前後		

こども家庭センター ガイドラインより

「一体的サポートプランの例」
 の「サポートプラン（妊娠～
 出産）（イメージ）」

次にこのプランをご相談する時期は、〇年〇月頃を予定しています。

因りごとや気になることがあれば、いつでもご連絡ください。（月曜日から金曜日 9時から17時など開所の時間帯を記載）

担当：〇〇こども家庭センター 名前：〇〇〇〇
 連絡先：〇〇〇〇

切れ目のない支援のため、関係機関とプラン内容を共有することについて同意します。

(署名) _____ (日付) _____ 年 _____ 月 _____ 日

佐藤の挿入

父と母の出会い
妊娠
出産

川上

価値観
生活スタイル
子育て

重要な支援者の
姿勢
「傾聴」「共感」
「承認」

調整できない……

川下

悪化する問題

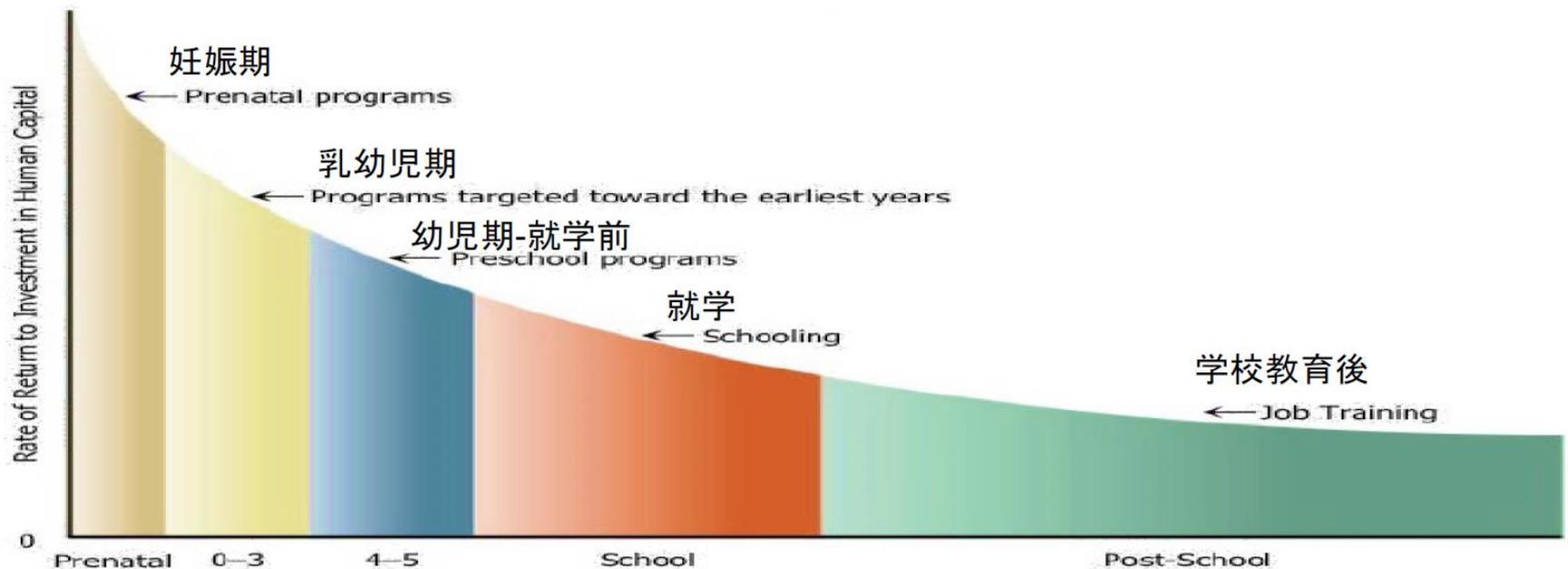
人的資本投資の収益率

(J. ヘックマン ノーベル経済学賞受賞)

公共投資の収益率が最も高いのは
妊娠期から乳幼児期

Invest in Early Childhood Development for the Highest Returns

Returns Per Annum to a Unit Dollar Invested



妊娠届出時面接

妊婦訪問

新生児訪問

乳児健診

1歳半児健診

3歳児健診

効果的！

特に初産婦では、行政サービスへの初めての出会いである妊婦届出面接は、問題を指摘することだけに終わらず、信頼関係を構築する視点で！

最初にいい関係を作っておくと、あとで生活や子育てに困難が生じたときに、自ら相談してきてくれる。

届出時面接

妊娠期支援

産後ケア

困難が起こる前の予防の効果

母子保健機能に求められること

いまだかつて経験したことのない、心身の変化、生活の変化、人間関係の変化がおこり、さらに子どもを迎え育てる家族になるプロセスへの支援（**包括的な支援**）が必要

- 切れ目のない支援
- 誰でもが利用できる支援
 - スクリーニングされた親子が利用できる支援に加えて必要。
 - 母子保健、児童福祉（介入型）及び児童福祉（利用型）を踏まえたサービスの組み立てと周知（見える化）
- 信頼できる専門性の高い「個」に対する「個」の支援
- 指導一辺倒ではない支援の拒否を招かない支援

子育て困難の予防